

○盛岡・紫波地区環境施設組合監査委員に関する条例

平成13年 2月28日 条例第 1 号

改正 平成15年 2月24日 条例第 2 号

平成19年 3月 2日 条例第 1 号

盛岡・紫波地区環境施設組合監査委員に関する条例（昭和48年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（書類の送付）

第 2 条 管理者は、盛岡・紫波地区環境施設組合議会において議決された事件に関する書類の謄本を、その議決のあった都度監査委員に送付しなければならない。

（定期監査）

第 3 条 法第199条第 4 項の規定による監査は、毎年 7 月に行う。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、あらかじめ監査の期日及び要領を関係機関に通知しなければならない。

（請求又は要求に基づく監査）

第 4 条 法第75条第 1 項、第98条第 2 項、第199条第 6 項若しくは第 7 項、第235条の 2 第 2 項、第242条第 1 項又は第243条の 2 第 3 項の規定による請求又は要求に基づく監査は、当該請求又は要求があった日から 7 日以内に着手するよう努めなければならない。

（臨時監査）

第 5 条 監査委員は、法第199条第 5 項及び第235条の 2 第 2 項の規定により、臨時に監査を行おうとするときは、あらかじめ監査の期日及び要領を管理者に通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要があると認めるときは、この限りでない。

（関係人の出頭要求等）

第 6 条 監査委員は、法第199条第 8 項の規定により、関係人に出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聞くときは、当該期日前 7 日までにその旨を管理者及び関係人に通知しなければならない。

（現金出納の検査）

第 7 条 監査委員は、法第235条の 2 第 1 項の規定による検査を行うときは、あらかじめ検査の期日を会計管理者に通知しなければならない。

（決算及び証書類の審査）

第 8 条 監査委員は、法第233条第 2 項及び第241条第 5 項の規定による決算、証書類その他の書類の審査の結果に基づく意見は、審査に付された日から30日以内に管理者に通知しなければならない。

（監査、審査の結果報告及び公表）

第 9 条 監査委員は、法第75条第 3 項及び法第199条第 9 項の規定による通知、報告及び公表は、

監査を終了した後15日以内にこれをしなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(告示及び公表)

第10条 監査委員の行う告示及び公表は、盛岡・紫波地区環境施設組合公告式条例（昭和43年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第3号）の規定に準じて行う。

(代表監査委員の職務権限)

第11条 法第199条の3第2項の規定による代表監査委員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公印及び書類の保管に関すること。
- (2) 書記、その他職員の任命及び服務等に関すること。
- (3) 法第242条の3第5項に規定する訴訟に関すること。
- (4) その他監査の庶務に関すること。

(補助職員)

第12条 監査委員の事務を補助させるため書記を置く。

2 前項の書記は、管理者の承認を得て組合職員の中からこれを任命することができる。

(監査の事務)

第13条 書記は、監査委員の命を受け監査に関する庶務に従事する。

(事務引継)

第14条 監査委員は、監査に関する書類を保管し、その任期が満了したときは、直ちにこれを後任者に引き継がなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月2日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この条例による第1条及び第2条中の改正後の盛岡・紫波地区環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定並びに盛岡・紫波地区環境施設組合監査委員に関する条例第7条の会計管理者の規定は適用せず、この条例による改正前の第1条及び第2条中の盛岡・紫波地区環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第1条及び別表の収入役に関する規定並びに盛岡・紫波地区環境施設組合監査委員に関する条例第7条の収入役に関する規定は、なおその効力を有する。